令和８年（フ）第４２４号
埼玉県上尾市大字平塚1949番地　グラン・リヴィエール306
破産者　井上　孝子
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４２５号
埼玉県上尾市大字平塚1949番地　グラン・リヴィエール306
破産者　井上　潤哉
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１００号
愛知県豊田市五ヶ丘８丁目12―12、住民票上の住所奈良県大和高田市旭北町９番20号（前住所）奈良県大和高田市大字奥田10番地１
破産者　大平　義人
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１１１号
奈良県宇陀市榛原福地807番地　サンハイム203号、前住所京都府京都市右京区山ノ内山ノ下町20番地６　とまり木はここにある
破産者　とまり木はここにあること　河本由起子（旧姓増田）
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１１７号
奈良県橿原市石原田町348番地の15、前住所奈良県橿原市石原田町206番地
破産者　山富精肉店こと　山口　敦司
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第３７号
愛媛県西条市大町1220番地１　常心ハイツ２－１－Ｂ
破産者　磯田　　豊
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第５４号
福岡県小郡市小郡532番地２　セジュール紫苑Ｃ－107号、開始決定時の住所福岡県久留米市東合川１丁目10番14―205号
破産者　谷川　蔵人
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第９１号
福岡県久留米市上津町1844番地２　フォーサイト上津Ｒｅｎａｔｕｓ203号、前住所福岡県久留米市三潴町西牟田4424番地４
破産者　泉　　郁香（旧姓金子）
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１２９号
福岡県久留米市津福今町609番地10　グリーンタウン津留崎Ｂ棟211号、前住所福岡県久留米市津福本町1098番地２　ルネス津福603号
破産者　田中　美紀
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第６５号
札幌市白石区中央２条５丁目９番10号　センターハイツＣ号
破産者　今野　道秋
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４９７号
北海道恵庭市西島松308番地　（島松駐とん地）
破産者　牧野　　篤
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６０６号
札幌市中央区北５条西20丁目１番11―204号
破産者　椎木　陽二
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１５号
埼玉県深谷市上柴町西５丁目14番地１　ファミールＡ棟102号
破産者　大貫　将義
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（フ）第５０６号
相模原市緑区三井617番地７
破産者　田代みなみ
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第７４９号
神奈川県座間市緑ケ丘３丁目６番23号
破産者　飯生　成二
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１２０号
相模原市南区当麻750番地８　サンメゾン102、開始決定時の住所相模原市南区当麻1272番地６
破産者　佐藤　孝宗
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第６１号
長野県松本市野溝西２丁目２番12号
破産者　御子柴　洋
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部